

ウクライナ など から
ひょうごけん ひなん ひと
兵庫県に 避難する人のための
そうだんまどぐち
相談窓口

ウクライナ など から 兵庫県(ひょうごけん)に 避難(ひなん)する みなさんへ



兵庫県(ひょうごけん)は ウクライナなどから 兵庫県(ひょうごけん)に 避難(ひなん)する人(ひと)を 手伝(てつだ)います。

家族(かぞく)や友(とも)だちが 兵庫県(ひょうごけん)に 住(す)んでいる人(ひと)で、ウクライナなどから 避難(ひなん)する人(ひと)は、兵庫県(ひょうごけん)の相談窓口(そうだん まどぐち)に 相談(そうだん)することができます。

兵庫県(ひょうごけん)に 相談(そうだん)することができる人(ひと)

- ・ 家族(かぞく)や友(とも)だちが 兵庫県(ひょうごけん)や神戸市(こうべし)、兵庫県(ひょうごけん)のちかくに 住(す)んでいます。
- ・ 家族(かぞく)や友(とも)だちが 兵庫県(ひょうごけん)での 新(あたらしい)生活(せいかつ)を 手伝(てつだ)ってくれます。



相談窓口(そうだん まどぐち)

電話(でんわ) 078-382-2052

月曜日(げつようび)から 金曜日(きんようび)

午前(ごぜん)9時(じ)から 午後(ごご)5時(じ)まで

いろいろな言語(げんご)で 相談(そうだん)することができます。

- ・ ウクライナ語(ご) …電話(でんわ)で 通訳(つうやく)します。

相談(そうだん)したい日(ひ)を 予約(よやく)してください。

- ・ ロシア語(ご) …電話(でんわ)で 通訳(つうやく)します。
- ・ 日本語(にほんご)や 英語(えいご)でも 相談(そうだん)することができます。

兵庫県(ひょうごけん)で 安心(あんしん)して 生活(せいかつ)することができるように 下(した)のような団体(だんたい)を 紹介(しょうかい)します。

- ・ 兵庫県(ひょうごけん)の 市(し)や町(まち)の国際交流協会(こくさい こうりゅうきょうかい)
- ・ 日本語教室(にほんご きょうしつ)
- ・ 小学校(しょうがっこう)、中学校(ちゅうがっこう)、高校(こうこう)
- ・ 外国語(がいこくご)が わかる病院(びょういん)
- ・ いろいろな支援団体(しえん だんたい)

ウクライナ など から 兵庫県 (ひょうごけん) に 来 (く) るまで



ビザを とって 日本 (にほん) に 来 (き) ます

1. 日本 (にほん) の短期滞在 (たんき たいざい) ビザを もらってください。ヨーロッパなどにある日本 (にほん) の大使館 (たいしかん) や 総領事館 (そうりょうじかん) などでも 申 (もう) しこむことが できます。
 - ・ 日本 (にほん) の外務省 (がいむしょう) 03-3580-3311
 - ・ ウクライナ に ある日本 (にほん) の大使館 (たいしかん)
https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_uk/11_000001_00179.html
 - ・ 家族 (かぞく) や友 (とも) だちが 身元保証書 (みもと ほしょうしょ) を 書 (か) いてください。
 - ・ パスポートが 必要 (ひつよう) です。
 - ・ 日本 (にほん) に 家族 (かぞく) や友 (とも) だちが いないとき、大使館 (たいしかん) に 相談 (そうだん) してください。
2. 飛行機 (ひこうき) のチケットを じぶんで 買 (か) ってください。チケットを 買 (か) ったら、日本 (にほん) に 来 (く) る日 (ひ) と 飛行機 (ひこうき) の便名 (びんめい) を 兵庫県 (ひょうごけん) に おしえてください。兵庫県 (ひょうごけん) 078-382-2052



兵庫県 (ひょうごけん) で 家 (いえ) を 探 (さが) します

家族 (かぞく) や 友 (とも) だちの家 (いえ) に 住 (す) むことが できないとき、兵庫県 (ひょうごけん) に 相談 (そうだん) してください。兵庫県 (ひょうごけん) が 持 (も) っている家 (いえ) を 紹介 (しょうかい) します。無料 (むりよう) で 部屋 (へや) を 借 (か) りることができます。兵庫県 (ひょうごけん) は できるだけ 家族 (かぞく) や 友 (とも) だちの ちかくの部屋 (へや) を 探 (さが) します。電気 (でんき)、ガス、水道 (すいどう)、インターネット、家具 (かぐ) などには じぶんで 買 (か) わなければなりません。



日本 (にほん) に 来 (き) たあとの ビザについて

短期滞在 (たんき たいざい) ビザでは 働 (はたら) くことが できません。また 年金 (ねんきん) や 保険 (ほけん) に 入 (はい) ることが できません。

3か月 (げつ) 以内 (いない) に 日本 (にほん) を 出 (で) る人 (ひと) は、ビザを 変 (か) えなくても いいです。

3か月 (げつ) より 長 (なが) く 日本 (にほん) に いたい人 (ひと) は、ビザを 変 (か) えなければなりません。「特定活動 (とくてい かつどう) 1年 (ねん)」というビザを 申 (もう) しこんでください。特定活動 (とくてい かつどう) ビザが あると、住民票 (じゅうみんひょう) を 作 (つく) ったり 働 (はたら) いたりすることが できます。年金 (ねんきん) や 保険 (ほけん) に 入 (はい) ることが できます。